

日本形成外科学会特定領域指導専門医制度
：皮膚腫瘍外科指導専門医規則

制定 平成 22 年 4 月 9 日

第 1 章 総則

- 第 1 条 この制度は、皮膚腫瘍外科に関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この規則により皮膚腫瘍外科指導専門医（以下指導専門医と略記）を認定する。

第 2 章 指導専門医制度を運用する機関

- 第 3 条 日本形成外科学会は、指導専門医制度の運用に当たって指導専門医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。
- 第 4 条 委員会は、指導専門医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、指導専門医の認定審査と更新審査を行う。

第 3 章 指導専門医申請資格

- 第 5 条 指導専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。
- 1) 日本国の医師免許を有していること
 - 2) 本学会認定専門医の資格を有していること
 - 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間皮膚腫瘍外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

第 4 章 指導専門医の認定

- 第 6 条 指導専門医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。
- 第 7 条 委員会は、指導専門医申請者に対して年 1 回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。
- 第 8 条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。
- 第 9 条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を指導専門医登録原簿に登録、公示し、指導専門医認定証を交付する。
- 第 10 条 指導専門医認定証の有効期限は交付の日より 5 年とする。

第 5 章 指導専門医の更新

- 第 11 条 指導専門医資格の継続を望む者は、資格取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。
- 第 12 条 指導専門医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。
- 第 13 条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年 1 回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。
- 第 14 条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、指導専門医認定証を交付する。

第6章 指導医資格の喪失

第15条 指導専門医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 本学会認定専門医の資格を喪失したとき
- 3) 指導専門医の資格を辞退したとき
- 4) 指導専門医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第16条 指導専門医等の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を2年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第17条 指導専門医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

第7章 指導専門医制度開始に伴う暫定措置

第18条 指導専門医申請資格（制度規則第3章第5条）を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば指導専門医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 指導専門医申請資格（制度規則第3章第5条）を有して、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば指導専門医として登録される。

- 1) 日本がん治療認定医機構が定めるがん治療認定医の資格を有している
- 2) 日本がん治療認定医機構が定める（暫定）教育医の資格を有している
- 3) 日本癌治療学会代議員
- 4) 日本皮膚悪性腫瘍学会評議員
- 5) 本学会認定専門医の資格を10年以上有している

第20条 この暫定措置は平成22年（2010年）8月1日より開始し平成22年（2010年）11月30日で終了する。

第8章 規則の変更手続

第21条（改廃）この規則の改廃は、評議員会の議決を経て総会の承認を得て行う。

附 則

1. この規則は、平成22年（2010年）4月9日より施行する。